

○本学における倫理の一括審査について（外部機関で倫理の一括審査を受ける場合）

2021年12月15日 研究倫理委員会

本学に所属する研究者で、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「生命・医学系指針」という。）」に該当する多機関共同研究を実施しようとする者は、生命・医学系指針に適合する外部機関等の倫理委員会へ一括審査を依頼することができます。

多機関共同研究を実施しようとする研究機関等の研究責任者間で、各研究機関の体制や研究内容等を踏まえ、あらかじめ十分に協議してください。また、倫理審査を外部機関の倫理委員会へ依頼する場合は、事前に本学研究倫理委員会（以下、「研究倫理委員会」という。）へ相談してください。

- 要件
- ①外部機関の研究責任者を研究代表者（主機関）とする研究であること。
 - ②その他、外部機関の倫理委員会へ審査依頼を行う特段の事由があること。
 - ③本学が認める外部機関の倫理審査委員会であること。

○申請～研究開始まで

- ①外部機関での一括審査を希望する研究者は、研究倫理委員会へ外部機関への審査依頼を行い、たい旨の申し出を行う。
- ②研究倫理委員会から依頼可の回答を受けた後、外部機関へその旨を報告する。
- ③外部機関で倫理審査を受けるために必要な手続・提出書類の作成を、研究倫理委員会へ依頼する。
- ④申請に必要な書類を作成し、外部機関へ研究倫理申請を行う。
- ⑤外部機関等より審査結果の連絡を受けた後、「研究実施許可申請書」（様式 一括-1）に必要事項を記入し、外部機関の倫理審査委員会による審査結果通知書（承認通知）や研究計画書等申請書類一式、APRIN 修了証など（すべてコピー可）を添えて、研究倫理委員会へ当該研究実施の許可を申請する。
- ⑥研究者は「研究実施許可通知」（本学様式）を受領した後、研究を開始すること。

※一括審査の結果に基づく当該研究の実施、継続等の可否については、研究倫理委員会で報告を行うこととする。

※研究の変更が生じた場合は、「研究倫理計画変更申請書【様式5】」を提出すること。

※研究を中止する場合は、「研究倫理終了（中止）報告書【様式7】」で報告すること。

※研究終了後は、「研究倫理終了（中止）報告書【様式7】」で報告すること。